

体育施設の利用料金について

公益財団法人かしわざき振興財団は、新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例、新潟県立アクアパーク管理条例、及び新潟県柏崎市都市公園条例に基づいて、体育施設等の利用料金を以下のとおり定めています。「体育・スポーツ及びレクリエーション等の振興並びに体位の向上」を図ることを目的として、市民の一般利用に対しては利用料金を優遇し、営利目的等の利用には一定の割増料金を課する取扱いになっています。

(1) 対象施設名

陸上競技場・武道館・佐藤池野球場・佐藤池第2球場・佐藤池サッカーコート・柏崎市総合体育館・荒浜運動場・新潟県立アクアパーク・白竜公園テニスコート・駅前公園テニスコート・スポーツハウス・海岸公園運動広場・西山総合体育館・西山総合グラウンド・西山野球場

(2) 一般・学校等の利用について

体育施設の設置目的である「体育・スポーツ及びレクリエーション等の振興ならびに体位の向上」を図ることを目的とした一般・学校等の利用における利用料金については、別紙「体育施設利用料金」のとおりです。柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合は、同規定利用料金の5割増となります。

(3) 営利又は営業等の目的での利用について

営利又は営業等の目的で利用する場合は、別紙「体育施設利用料金」の3倍の額となります。(佐藤池野球場におけるプロ野球の利用料金は別途)

(適用例)

- ① 興行を目的とした利用(コンサート、プロレス、大相撲、プロバスケットなど)
- ② 企業等による営業行為による利用(スイミングスクール、フィットネスクラブなど)
- ③ 企業等による展示・販売行為による利用など

(4) 利用料金の減免について

柏崎市立小・中学校又は同小・中学校が組織する団体が、授業又は入場料を徴収しない大会などで利用する場合は、その利用料金の全部又は一部の免除を受けることができます。詳しくは、各施設にお尋ねください。

県立柏崎アクアパーク利用料金表

1 専用利用料

施設等の名称	利用料				
	利用目的	専用単位	1時間当たり	1日当たり (6時間以上9時間以内)	
50mプール	1 学校若しくは学校をもって構成する団体又は競技団体(以下「学校等」という。)が、競技会又は練習のために利用するとき。	全コース	5,250円	36,750円	
		長水路1コース当たり	1,150円		
		短水路1ブロック当たり	3,460円		
	2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	全コース	10,500円	73,500円	
		長水路1コース当たり	2,310円		
		短水路1ブロック当たり	6,930円		
	3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	全コース	21,000円	147,000円	
		長水路1コース当たり	4,610円		
		短水路1ブロック当たり	13,860円		
アイススケートリンク	1 学校等が競技会又は練習のために利用するとき。	全リンク	7,870円	55,120円	
	2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	全リンク	15,750円	110,250円	
		リンクの3分の1	5,250円		
	3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	全リンク	31,500円	220,500円	
和室	一般利用者がプール、アイススケートリンク又は浴室を利用する場合で、会議又は集会等に利用するとき。	A和室(20畳)	520円		
		B和室(8畳)	全部	840円	
			2分の1	420円	
		C和室(12畳)	310円		

備考

- 1 専用利用とは、各施設等の利用時間内において、10人以上の団体が専用して利用することをいう。
- 2 営利又は営業の目的で利用するときは、規定料金の3倍の額とする。
- 3 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

2 個人等利用料

施設等の名称	利用者等区分		利用料	
			1回券	12回券、3か月券又は6か月券
50メートルプール	個人	一般（高校生以上）	400円	3か月券 4,800円 6か月券 8,160円
		中学生以下	200円	3か月券 2,400円 6か月券 4,080円
	団体	一般（高校生以上）	350円	
		中学生以下	150円	
レジャープール	個人	一般（高校生以上）	700円	12回券 7,000円
		中学生以下	350円	12回券 3,500円
	団体	一般（高校生以上）	650円	
		中学生以下	300円	
		未就学児童	150円	
アイススケートリンク	個人	一般（高校生以上）	800円	12回券 8,000円
		中学生以下	400円	12回券 4,000円
	団体	一般（高校生以上）	750円	
		中学生以下	350円	
浴室	個人	一般（高校生以上）	500円	12回券 5,000円
		中学生以下	300円	12回券 3,000円
		高齢者	350円	12回券 3,500円

備考

- 1 団体とは、10人以上をいう。
- 2 未就学児童の利用については、保護者同伴とし、保護者1人につき、当該未就学児童2人を無料とする。ただし、団体で利用する場合を除く。
- 3 保育所又は幼稚園がレジャープールを利用する場合の引率者は、無料とする。
- 4 高齢者とは、満60歳以上の者をいう。
- 5 50メートルプールの3か月券又は6か月券で、新潟県柏崎市都市公園条例（昭和34年条例第4号）に定める柏崎市スポーツハウスのプールを利用できる。

3 附属施設及び附属設備利用料

施設及び設備の名称	利用単位	利用料
会議室	1 時間当たり	520円
ミーティング室	1 時間当たり	840円
自動計時装置	1 時間当たり	520円
電光得点装置	1時間当たり	520円
放送設備	1 時間当たり	390円

備考

利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

柏崎市都市公園施設利用料金

1 スポーツハウス

施設の 名称	利 用 料 金		
	単 位		金 額
球技場	1人1回	一般	150円
		中学生以下	80円
	3か月券	一般	2,000円
		高校生	1,500円
		中学生以下	1,000円
	6か月券	一般	3,500円
		高校生	2,600円
		中学生以下	1,700円
	12か月券	一般	6,000円
		高校生	4,500円
中学生以下		3,000円	
	専用利用（1時間につき）		1,050円
プール	1人1回	一般	300円
		中学生以下	150円
	3か月券	一般	3,600円
		中学生以下	1,800円
	6か月券	一般	6,000円
		中学生以下	3,000円
	専用利用（1コース1時間につき）	一般	470円
学校等の団体		280円	

注

- 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。
- 3 球技場については、2分の1ごとに区分して専用できる。この場合の利用料金は、2分の1とする。
- 4 学校等の団体とは、学校及び学校をもって構成する団体並びに競技団体をいう。
- 5 未就学児は、無料とする。
- 6 球技場利用における3か月券、6か月券又は12か月券は、それぞれ新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例（平成2年条例第19号）に定める3か月券、6か月券又は12か月券として同施設を利用することができる。
- 7 プール利用については、新潟県立柏崎アクアパーク管理条例（平成5年条例第7号）に定める3か月券又は6か月券で使用できる。

2 白竜公園テニスコート

区 分	利 用 料 金	
庭球の大会及び練習に 利用する場合	コート 1面 1時間につき	520円
	照明 1面 30分につき	310円
	放送設備 一式 1時間につき	260円

注

- 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。ただし、放送設備は除く。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。
- 3 利用時間が30分又は1時間に満たない場合は、それぞれ30分又は1時間とする。

3 駅前公園テニスコート

区 分	利 用 料 金	
庭球の大会及び練習 に利用する場合	コート 1面 1時間につき	520円
	照明 1面 30分につき	310円
	放送設備 一式 1時間につき	260円

注

- 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。ただし、放送設備は除く。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。
- 3 利用時間が30分又は1時間に満たない場合は、それぞれ30分又は1時間とする。

4 海岸公園運動広場

利 用 料		
単 位	金 額	
専用利用（1時間につき）	中学生以下の団体	520円
	高校生以上の団体	1,050円
照明利用（30分につき）		150円

注

- 1 専用利用とは、使用時間内において10人以上の団体が専用して利用することをいう。
- 2 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。
- 3 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

柏崎市体育施設利用料

(1) 総合体育館、西山総合体育館及び武道館を除く体育施設

施設名		区分	利用料金	
陸上競技場		競技会等で専用して利用するとき。 ア 学校及び競技団体 イ 一般	1日 5,250円 10,500円	
		練習のため団体利用するとき。 ア 柏崎市の学校及び競技団体 イ その他の団体 10人未満の場合	無料	
			1日	2,100円
			1人当たり1回	210円
荒浜運動場	野球場	大会又は練習で利用するとき。	1時間 1面 520円	
	夜間照明	大会又は練習で利用するとき。	30分 1面 1,260円	
	芝生広場		無料	
佐藤池サッカーコート		大会又は練習で利用するとき。	1時間 1面 1,050円	
佐藤池野球場		入場料を徴収しない場合	1時間 1,260円	
		入場料を徴収する場合	プロ野球(1日)	入場料を徴収しない場合の利用料の額に、その最高入場料金額の100人分を加算した額
			その他の野球(1日)	入場料を徴収しない場合の利用料の額に、その最高入場料金額の50人分を加算した額
西山総合グランド	テニスコート	大会又は練習で利用するとき。	1時間 1コート 420円	
	多目的運動広場	大会又は練習で利用するとき。	1時間 1,050円	
西山野球場		大会又は練習で利用するとき。	1時間 1,050円	

注

- 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料は、5割増とする。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料の3倍の額とする。
- 3 30分又は1時間に満たない利用時間については、それぞれ30分又は1時間として計算する。

附属施設利用料

大分類	小分類	区 分	利用料金
陸上競技設備・用具類	拡声装置	一式 1時間当たり	520円
	用具・器具	1件 1日当たり	100円
	競技会等で用具・器具を利用する場合において、その利用料の総額が5,250円を超えるとき。 (1日)		5,250円
野球設備類	スコアボード	一式 1試合当たり	420円
	拡声装置	一式 1試合当たり	840円

注

利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。

(2) 総合体育館、西山総合体育館及び武道館

ア 専用利用料

施設名	区分	利用目的	入場料徴収の有無	利用料金 (1時間当たり)
柏崎市総合体育館	メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	2,200円
			入場料を徴収する場合	4,410円
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	10,500円
			入場料を徴収する場合	21,000円
	サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1,050円
			入場料を徴収する場合	2,100円
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	5,250円
			入場料を徴収する場合	10,500円
	軽体操室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	840円
			入場料を徴収する場合	1,570円
会議室				1,050円
研修室				520円

西山総合体育館	体育室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	680円
			入場料を徴収する場合	1,360円
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	900円
			入場料を徴収する場合	1,810円
	卓球場兼研修室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	340円
			入場料を徴収する場合	680円
武道館	柔道場			730円
	剣道場			730円
	弓道場			630円
	会議室			310円

注

- 1 専用利用とは、10人以上の団体が利用する場合とする。
- 2 総合体育館でのアマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等で利用する面積が2分の1又は3分の1の場合は、それぞれ規定利用料の2分の1又は3分の1とし、西山総合体育館の体育室、武道館柔道場又は剣道場において利用する面積が2分の1の場合は、規定利用料の2分の1とする。
- 3 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料の3倍の額とする。
- 4 「上記以外の催物、集会等の利用」とは、見本市、展示会又は集会等とし、この場合であっても、営利又は営業を目的とするときは、前号を適用する。
- 5 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料は、5割増とする。
- 6 有償の会員券等を発行して利用するときは、「入場料を徴収する場合」に含むものとする。
- 7 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。
- 8 冷暖房の設備を利用するときは、実費相当額を徴収する。

イ 個人利用料金

区 分		利 用 料 金			
		1 回 券	3 か 月 券	6 か 月 券	1 2 か 月 券
A 利 用	一般	150円	2,000円	3,500円	6,000円
	高校生	150円	1,500円	2,600円	4,500円
	小・中学生	80円	1,000円	1,700円	3,000円
B 利 用	一般	300円	4,000円	7,000円	12,000円
	高校生	300円	3,000円	5,250円	9,000円
	中学生	150円	2,000円	3,500円	6,000円

注

- 1 専用利用がない場合に、個人利用ができる。
- 2 「A利用」とは、トレーニング室以外の施設の利用とし、「B利用」とは、トレーニング室を含めた施設の利用とする。
- 3 小学生以下は、トレーニング室を利用できない。
- 4 3か月券、6か月券又は12か月券は、それぞれスポーツハウスの球技場利用における3か月券、6か月券又は12か月券として同施設を利用することができる。
- 5 未就学児は、成人の付添者を必要とし、無料とする。
- 6 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料は、5割増とする。

附属設備利用料

区 分		単 位 (4 時間以内)	利用料
放 送 設 備	体育館 メインアリーナ	一式 1 時間当たり	390円
	移動式	一式 1 時間当たり	260円
電光得点板		一式 1 時間当たり	260円
特殊電源			実費
体 育 館	仮設ステージ	一式 1 時間当たり	790円
	スポットライト	一式 1 時間当たり	520円

注

利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。